

Lawyer's Newsletter

大文字

Miyako Law Office

弁護士法人 みやこ法律事務所

Vol. 44
2016 Winter

再審開始決定の壁

弁護士 知花 鷹一郎

京都一周トレイル

弁護士 栗野 浩之

道路の通行制限はどこまで可能??

弁護士 片山 美紀

職業としての弁護士

弁護士 後藤 隆志

検診でのヒヤヒヤ体験その(3)

弁護士 橋本 皇玄

懲りずにウルトラマラソン記

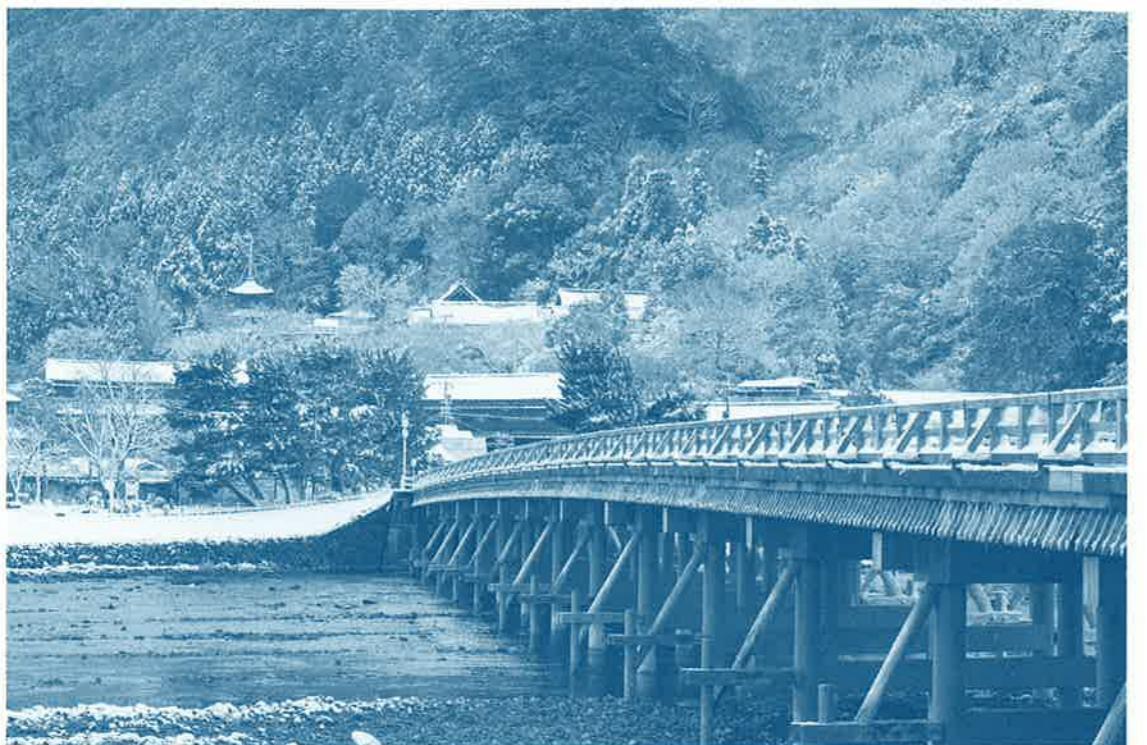
弁護士 金井 健作

障害者差別解消法の施行に当たって

～共生社会の実現に向けて～

弁護士 小田 宏之





謹んで新年のご挨拶を申し上げます

旧年中は皆様方にひとかたならぬご愛顧にあずかり、誠に有り難く御礼申し上げます。

さて、昨年は東京ヤクルトスワローズの山田哲人選手、福岡ソフトバンクホークスの柳田悠岐選手が揃って「トリプルスリー」(打率3割、30本塁打、30盗塁)を達成しました。セ・パ両リーグから同じシーズンに達成者がでるのは、65年ぶりのことになるそうです。

「トリプルスリー」は2015年の流行語大賞にも選ばれ、今後、2人の益々の活躍が期待されます。

われわれ所員一同も、山田選手、柳田選手に負けず、三拍子揃ったリーガルサービスを提供できますよう、一層の研鑽に務める所存でございます。

皆様におかれましては、今後とも益々のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

弁護士法人 みやこ法律事務所

弁護士 橋本 皇玄 / 弁護士 小田 宏之 / 弁護士 後藤 隆志 / 弁護士 金井 健作
弁護士 片山 美紀 / 弁護士 栗野 浩之 / 弁護士 知花 鷹一朗

再審開始決定の壁

弁護士 知花 鷹一朗

はじめに

平成26年3月、強盗殺人・放火の罪で死刑が確定していた袴田巖さんの再審開始決定がなされ、死刑及び拘置の執行が直ちに停止されました。袴田さんは、いわれのない罪で、実に48年もの時間を奪われてしまいました。

これをきっかけに、再審事件や捜査機関の捜査手法等が世間の注目を集めました。とくに捜査機関の捜査手法に対しての世間の目は厳しく、新たな刑事司法制度が叫ばれ、現在、刑訴法等関連法案の改正による刑事司法制度改革が目前となっています。

しかし、再審開始決定に至る手続(再審請求手続)については、未だ明確な条文規定がない状態が続いています。

今回は、私も弁護団として参加している、ある再審請求事件について紹介したいと思います。

確定審の第1審では、阪原さんの自白調書の内容は必ずしも信用できないとしながら、現場引当や犯行再現の実況見分調書等の情況証拠により、阪原さんが犯人であると認定しました。これに対し、第2審においては一転、自白の信用性を補強する重要な証拠として上記実況見分調書等の証拠が引用され、阪原さんの自白調書は基本的に信用できるとして、犯人であると認定しました。

重要な証拠の異変

上記のように、確定審においては、現場引当や犯行再現の実況見分調書が、阪原さんが犯人である重要な根拠として挙げられていました。

しかし、再審請求において、弁護団がこれらの実況見分調書を検討していくなかで、その内容や作成過程の不自然な点が次々と判明したのです。

●被害品投棄現場の引当検査に関する実況見分調書

まず、弁護団は、数々の実況見分調書に添付された写真のネガの開示を請求し、開示されたネガの検討を進めました。

すると、阪原さん立会による被害品(金庫)の投棄現場への引当状況を記した実況見分調書に添付された写真の順番が、捜査機関の手により巧妙に並び替えられていたことが判明したのです。金庫投棄現場からの復路の写真を、あたかも同現場へ

事件発生、そして判決確定

昭和59年12月28日、滋賀県は日野町にある酒店の女性店主が失踪、店内にあった手提げ金庫が紛失し、後日女性店主が遺体で発見されるという強盗殺人事件が発生しました。それから約3年後の昭和63年3月、阪原弘さんという方が、犯人の疑いをかけられて逮捕されました。

向かう往路で撮影したかのように並び替えられていきました。調書に往路として添付された写真の約半数もの写真が、復路の写真だったのでです。

引当検査は、本来、被告人が犯人であることの証拠として、被告人が任意に現場まで案内できるかを検査するもので、その状況を証拠化したもののが実況見分調書となります。

したがって、現場までの往路において被告人が案内している場面の記載がなければ、調書としては何ら意味をなしません。つまり、阪原さん立会による引当検査についての実況見分調書は、ほとんどその証拠価値がないものだったのです。

●被害品発見時の実況見分調書

次に、被害品である金庫の発見時に行われた実況見分調書を分析してみると、またしても奇妙な点が判明しました。

被害品である金庫の発見現場は、山道から少し離れ、谷となっているところにありました。また、金庫発見当時の写真を見ると、金庫のある位置から山道へ向けて、金庫内にあったと思われる物が転々と落ちている状況が写されていました。

しかし、実況見分調書を見てみると、それぞれの落下位置に標識が置かれ、その位置関係についての鑑識活動が行われた形跡が見られるものの、個々の落下物につき、落下位置で撮影された写真がほとんどなく、警察署へ移動させたあとに撮影されたと思われる写真が添付されているのみだったのです。

本来、被害品の発見時の現場を保存するために行われる実況見分ですから、発見現場において、その現状を撮影しなければ、実況見分調書としての意味をなさないはずです。また、落下位置に標識が置かれている形跡が見て取れることからすれば、その標識の位置に有る落下物について必ず撮影して保存しているはずです。

では、なぜその写真をつかわず、あえて警察署へ

移動させて撮影した写真を使用したのでしょうか。この不可解な検査過程を明らかにすべく、弁護団は、担当検査に対し、上記実況見分調書についてもネガの開示を請求しました。

しかし、開示されたネガは、同実況見分調書に添付された34枚の写真のうち、6枚分のネガしか開示されず（ネガに納められた他の画像は、写し損ない等ほとんど意味をなさないものばかりでした。）、肝心の落下物の写真のネガはほとんど含まれていませんでした。

さらに驚くべき事に、担当検査の回答は、「開示したネガ以外にネガは存在しない」というのです。

無くなる証拠

実況見分調書に添付された写真のネガは、実況見分調書が恣意的にゆがめられたかも知れない重大な事実を解明するための重要な証拠です。捜査機関としても、調書に使用されている写真のネガですから、重要なものと認識しているはずですし、当然、厳重に保管されていてしかるべきものである。

にもかかわらず、「ネガは存在しない」と回答したのです。

担当検査の不可解な回答はこれだけではありませんでした。

確定審の証拠の中に、付着物検査のために被害女性の爪が採取されたことを示す記録がありました。弁護団としては、当然、この爪に真犯人のDNA含有物が付着している可能性を考え、DNA鑑定を実施すべく、その開示請求を行いました。

ところが、担当検査の回答はまたしても「存在しない。」でした。

さらに、被害女性は発見時、特徴的な結び方で首や手首を縛られていたとされており、阪原さん

自白内容とその結び方との相違を確かめる必要がありました。そこで、弁護団は担当検査にたいし、殺害現場とされる被害女性の酒店内で阪原さんが再現した紐の開示請求を行いました。しかし、担当検査の回答はやはり「存在しない。」でした。

これらの証拠は、いずれも阪原さんが確定審の段階で話した自白内容と矛盾する可能性があり、阪原さんが犯人でないことを立証するために、その検証を行う必要性が極めて高いものばかりです。しかし、このような重要な証拠ばかりが、「存在しない」というのです。

再審開始決定までに多くの時間が費やされるワケ

担当検査の回答は「存在しない」だけではありません。こちらの証拠開示請求に対して、ほとんどの回答が「関連性がない」というものです。裁判所から開示の指示があるまで、担当検査から積極的に開示されるということはほとんどありません。

再審請求は、現状として具体的な手続の規律がありません。裁判官、検事、弁護人の三者が集まって「打合せ」が行われるだけです。この「打合せ」において、弁護人から再審開始と判断されるために必要な新証拠を提出したり、意見書を提出したりします。

しかし、新証拠を提出するといっても、事件発生当時の検査資料はすべて検査機関が保有していますから、弁護人としては、担当検査に対し、確定した裁判では出さなかった検査資料について開示請求を行い、それらを分析した上で、分析結果を新証拠として提出せざるをえません。つまり、再審請求においては、検査機関による証拠開示が最も重要なカギとなるのです。

にもかかわらず、証拠開示手続についても全く

制度化されていません。そのため、上記のように、事実上、再審請求手続の一方当事者であるはずの検事が、どの証拠を開示するかを判断することが許されてしまうのです。特に「存在しない」と言われてしまえば、弁護人としては、「あるはずだ」と繰り返し主張するしか方法がありません。

検事の「関連性なし」との主張に対しても、弁護人が繰り返し証拠の重要性や開示の必要性を訴え、裁判所を説得し、裁判所から開示するよう検事に要請があり、それで漸く検事が開示する、この繰り返しです。こうして再審請求手続が長引いていくのです。

手続不備の不利益の背負うのは…

私が参加している再審事件は、いわゆる「日野町事件」と言われる事件ですが、犯人とされ無期懲役の判決を受けた阪原さんは、平成23年3月、再審開始決定が実現しないまま、肺炎のため息を引き取りました。現在は、遺族が阪原さんの遺志をついで、私達弁護団とともに戦いを続けています。

最近でも、いわゆる「名張毒ぶどう酒事件」で犯人とされ死刑判決となった奥西さんが、その冤罪を晴らすことなく、平成25年10月、無念のまま息を引き取られました。

再審請求手続において、証拠を開示する・しないの応酬などせず、当初から検査資料が全面的に開示されなければ、もっと早く再審開始または不開始の判断が下せたのではないかでしょうか。

再審開始決定までの時間がいたずらに費やされることによって不利益を背負うのは、無実の罪を着せられたかも知れない人々なのです。

私は、再審請求手続における検査資料の全面開示を制度化することがまず必要だと感じています。

京都一周トレイル

弁護士 粟野 浩之

京都一周トレイルは、伏見稻荷を出発点に清水山・將軍塚・大文字・比叡山を経て大原・鞍馬へ、さらに西賀茂から高雄・清滝を経て嵐山・苔寺に至る、京都市街を取り囲む山々を中心の全長約70キロのコースです。

コースは、東山・北山（東部）・北山（西部）・西山に分かれており、歴史や文化も一緒に楽しめる京都ならではのトレイルです。

東山コースは京阪伏見稻荷駅からケーブル比叡駅までの24.6キロ。見どころは、なんといっても大文字山から見下ろす京都市内の景色でしょう。大文字山は、いつもハイカーでにぎわっています。家族連れもたくさんいます。小さいハイカーたちが一生懸命登っているのを見ると、自分も子供のころに遠足で登ったのを思い出します。大文字山を下りて銀閣寺からケーブル比叡駅までは延々と登りが続くので、引き続き銀閣寺から先に進むかは思案のしどころです。

北山（東部）コースはケーブル比叡駅から鞍馬街道二ノ瀬までの17.9キロ。延暦寺を過ぎてしばらく進むと、横高山の急登に突き当たります。横高山の急登を初めて見たときは壁かと思ってしました。横高山を登り切り水井山へ。水井山は標高794メートル。京都一周トレイルの最高

地点です。そこからは、一気に大原の里に下りていきます。かなりの急坂なので、転倒に注意しなければなりません。レースで転倒して骨折した人もいるとか。大原の里から鞍馬までは、舗装路とトレイルとを繰り返しながら進みます。鞍馬温泉で汗を流して、叡山電鉄で市内に戻ることもできます。

北山（西部）コースは鞍馬街道二ノ瀬から清滝金鈴橋までの19.3キロ。夜泣峠、向山、小峠と山道を進み、氷室の里に出来ます。京見峠を過ぎてしばらく進むと、大きな池が見えています。沢ノ池です。昨年の秋、北山（西部）コースを通るトランの大会に参加するまで、こんな所に池があるとは知りませんでした。北山（西部）コースの見どころポイントのひとつです。沢ノ池を過ぎると高雄までは下り基調のトレイルが続きます。高雄からは清滝川沿いの遊歩道を気持ち良く進みます。

西山コースは清滝金鈴橋から苔寺谷までの10.2キロ。清滝川沿いの遊歩道も間もなく終わり、六丁峠に向かって舗装路を登ります。峠を下ると嵯峨鳥居本の街並みを抜けて、嵯峨野、嵐山と観光地を進みます。最後に松尾山に登って下りて、苔寺谷が終点です。苔寺谷から最寄りの阪急上桂駅までは1.6キロです。

京都一周トレイルを知ったのは、マラソンを始め、トランに興味を持ってからでした。京都一周トレイルの東山・北山（東部）コースを走るトラン大会に参加し、本当に久しぶりに大文字山に登りました。しかも、いつもは銀閣寺から火床まで登って下りてくるだけだったのが、このときは反対側（蹴上方面）から山頂を経由して銀閣寺に下りました。すごく新鮮でした。その後、休む間もなくバプテスト病院付近から比叡山に入り、はじめて自分の足で比叡山に登りました。途中、足首を捻挫しましたが、ゴールの静原神社まで完走しました。トランにはまった瞬間でした。

秋には、嵐山から静原神社まで西山・北山（西部）コースを反対に回るトラン大会に参加しました。春と秋合わせて、一応、京都一周トレイルのコースは80%位制覇したことになります。

伏見稻荷から嵐山までの約66キロを駆け抜けるトラン大会も開かれているので、いずれ挑戦したいと思っています。

普段のトランの練習にも京都一周トレイルのコースを使っています。宝ヶ池から比叡山の中腹まで登り、バプテストに下りて、大文字山に登って

蹴上に下りるコースです。これは、毎年12月に行われる東山三十六峰マウンテンマラソンのコースの一部です。これまでの人生でこの1、2年が、大文字山に一番多く登っていることは間違いないありません。

最近は子供と一緒に京都一周トレイルの全コースを制覇することを目指しています。もちろん分割ですが。先日は蹴上から大文字山に登り銀閣寺に下りてくるコースを子供とふたりでクリアしました。次は銀閣寺からケーブル比叡駅まで登ってケーブルで下りてこようと言っています。

遠くの山に行かなくても、こんなに身近に楽しいトレイルがあります。

トレイルに入れば、心も身体もリフレッシュします。

コースには標識も設置されており、公式ガイドマップを持って行けば、道に迷う心配はほとんどないと思います。

皆さんも、京都一周トレイル、いかがですか。



道路の通行制限はどこまで可能??

弁護士 片山 美紀

日常生活において道路は必要不可欠なものです。公道や私道の通行については当該道路の所有者と通行人との間で思わぬトラブルに発展してしまうことがあります。実際、京都市では、いわゆる「ごみ屋敷」問題をめぐり、市がごみ屋敷条例に基づき、行政代執行を行い、私道に山積みされたごみを強制撤去するという事件や、また、大阪府堺市では自宅前の道路に多数の植木やプランターなどを置いて住民らの通行を妨害したとして、往来妨害の疑いで夫婦が逮捕されるという事件などもありました。

一般的に、道路は私道と公道とに区別されていますが、公道とは国や地方公共団体などが設置、管理する公共的な道路で、誰もが通行できる道路であり、一方、私道とは個人や団体等が所有し私的に利用している道路と考えられています。もっとも、建築基準法等の法令上公道・私道に関する定義規定はなく、学説上も必ずしも明確ではありません。

ですが、少なくとも私道は私人の所有物ですので、原則として、所有者の同意を得る等のほか、何らかの通行権がなければ勝手に通行することはできません。そして、私道を通行するための権利としては、囲繞地通行権、通行地役権、賃貸借・使用貸借等の契約による通行権、慣習上の通行権などが考えられます。

もっとも、建築基準法第43条の規定では、建築物

の敷地は、原則として幅員4m以上の道路に2m以上接しなければならないとされています（接道義務）。ですので、私道であっても建築基準法上の道路にあたる場合には、道路としての役割を果たすために一般交通の用に供され、私道内の建築制限や、私道の変更又は廃止の制限といった権利の制限を受けることとなり、また、道路における禁止行為や、道路の使用に際しての許可の必要といった規制を受けることとなります。

このように私道であっても建築基準法上の道路にあたる場合には、道路としての機能が確保される結果、所有者以外の第三者も通行できることとなります。ただし、あくまで交通の確保、緊急時の防災上の安全確保といった建築基準法上の目的を達成するため公法上の規制を設けた結果、その反面として、第三者は私道である道路を通行できるという反射的利益を受けるのであって、民法上の固有の通行権が発生したからではありません。このように建築基準法上の私道は、私人の所有物であると同時に、他方では一般公衆の道路として利用されているため、私道と公道との性格を併せ持っているといえます。そのため、道路の利用を巡り、私道所有者が通行を妨害した場合、通行権者による妨害排除請求がどこまで認められるのかが問題となってくるのです。

この点に関しては、最高裁平成9年12月18日判決において、(1)現実に道路が開設されている

こと、(2)道路の通行により日常生活上不可欠の利益を有すること、(3)敷地所有者が通行を受容することによって通行者の通行利益を上回る著しい損害を被るなどの特段の事情がないこと、という要件を満たす場合には、妨害排除・妨害予防請求が認められると判断されています。同要件のうち、(2)の「日常生活上不可欠」という要件は厳格に解釈されるべきものであって、この要件により、通行者による過度の妨害排除請求は制限されることとなります。例えば、他に通行可能な通路があるケースでは、通行に便利だからという理由だけでは「日常生活上不可欠」という要件は満たさない場合が多いと考えられます。いずれにせよ、最終的には通行者側の利益と私道所有者側の被る不利益との比較考量により請求の可否を決すべきでしょう。

一方、公道においても通行が制限される場面はあります。たとえば、映画やドラマのロケ撮影、マラソン、パレード、祭礼等のイベントや露店を出すほか、記念碑等の設置、道路工事など、道路本来の目的以外の方法で道路を使用するケースは多数あります。

本来、道路は通行する目的で作られたものであり、他の目的で使用する場合には、必然的に交通の妨害となり一般の交通に著しい影響を及ぼすこととなってしまいます。

もっとも、その一方で公益上または社会慣習上、本来の目的以外に道路を使用する必要性があることも否めません。そこで、道路交通法上は、所轄警察署長の道路使用許可があれば、道路を通行以外の目的で使用することが可能とされています。もし許可を受けることなく一般交通に著しい影響を及ぼすような通行制限を行った場合には、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金が課せられてしまいます。

一般的に道路使用が許可されるのは、現に交通の

妨害となるおそれがない場合や、一定の条件に従えば交通の妨害となるおそれなくなる場合、または現に交通の妨害となるおそれはあっても公益上・社会の慣習上やむを得ないものと認められる場合などですが、許可にあたっては通常、一定の道路使用条件が付されます。例えば、映画やドラマのロケ撮影であれば、撮影内容や出演者の人気度等を勘案し、交通の危険や妨害が生じないよう十分な人員を配置すること、照明機材を使用する際には運転者を幻惑させないことといった他、道路上でのサイン行為はしない等といった条件です。

このような許可条件に反した行為を行うと、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金となってしまいます。中には出演者が道路上でサインに快く応じるケースもあるでしょうが、本来このような行為は許可条件に反するものもあります。

使用許可を得て、かつ使用条件に従った道路使用であれば法的には問題はありませんが、いくら許可を得ているとはいえ道路の本来の目的は通行ですので、必要以上の通行制限は当然許されませんし、また例えば急病で病院へ向かっているなど緊急の事情があれば許可の有無にかかわらず、通行が優先されるべきものと考えられます。このように許可を得た道路使用であってもあくまで公道である以上、道路本来の目的である通行を必要以上に制限することのないよう十分な配慮が求められるでしょう。



職業としての弁護士

弁護士 後藤 隆志

原稿のネタを探しに本屋に走って、村上春樹の自伝的エッセイ『職業としての小説家』を買ってきました。

小説を書き続けること、小説家であり続けること、そのための「資格」について、とても正直で誠実な言葉が綴られていて、仕事論としても人生論としても、大きなヒントや励ましを与えてもらったような気がします。

第一章しか読んでいませんが、職業的な共通点（自らの専門的技能を頼りにするという意味です）もある私としては、これを機に襟を正して、自分なりに「職業としての弁護士」を考え直さねばならないと決意したのです。

同著を参考にして私なりに考えた弁護士の「資格」の第一は、視野を「相対化」することです。ものごとを一方の観点からばかり考えていると、紛争解決もままならないからです。

いわゆるマチ弁（町の弁護士）をしていると、否応なしに巷の争い事に首を突っ込むことになります。「世の中には色々な人がいるものだ」と身をもって感じます。

「正」対「不正」と言い切れる事件は稀で、ほとんどは、互いの正当性を秤にかけてみれば、せいぜい3対7や4対6（あるいは7対3や6対4）位の割合に収まるように思います。3や4の側に立った弁護士は、依頼人の正当性が5や6へと少しでも多く認められるように力を尽くすことになります。

言葉は悪いですが、他人のために、その人に代わって言い訳を重ねるような仕事ですし、黒を白やグレーにするために、理屈をこねくり回す仕事もあります。

随分と醒めた職業観と思われるかもしれませんのが、自分の立ち位置を相対化して、いろいろな角度から眺められるようにしないと、いつしか視野が凝り固まってしまって、ものごとに正しく向き合えなくなってしまいます。いざというときに、おかしいと思うことを「おかしい」と言えなくなってしまいます。そうなると弁護士の「資格」を返上しなくてはなりません。

ただどれだけ醒めていても、弁護士の眼差しは、強者よりは弱者に、マジョリティよりはマイノリティに、日向よりは日陰に注がるべきだと思います。大企業や行政組織の顧問、代理人をしていても、このスタンスは不变であるべきです。そうでないとただの便利な小間使いに堕してしまうからです。これが私の考える「資格」の第二になります。

といっても「弁護士たるもの少数派の権利の代弁者であるべし」と肩ひじ張ることではありません。自己陶酔することでもありません。私が考える「資格」とは、もっと謙虚な観察眼から生まれる慈しみにも似た自然な感情のことです。

望まずしてマイナーの星を背負ってしまった人々を見て、なぜか一方的に共鳴、共振してしまう、

そんな妄想力とでもいえばよいでしょうか。

数年前、〈街行く人にききました。急須で淹れたお茶に近いのはA、Bのどっち?〉、〈なんと9割の人がAと回答、選ばれたのはAでした〉というようなコマーシャルがありました。

このコマーシャルをみて、どういうわけかAを選ばなかった（選べなかった）人たちのことが気になってしまふ。Bを選んでしまった1割の人生に思いを馳せてしまう……。そういう人にこそ弁護士の「資格」があるように思います。

Aを選んだグループに浮かぶホッとした表情。空気を見誤らなかつことへの安堵感。心なし漂う優越感。

対照的なBグループ。

「……あれ？」

「いつも淹れるお茶の味がするのはBなのに」「こっちの方がおいしいと思うけどなあ」

ぼそぼそとつぶやきが漏れます。落ち度もないのに期待に応えられなかつたと申し訳なく思ってしまうBグループ。そこはかとなく漂う敗北感。スタッフも心なしか失望しているようにみえます。差し出された記念品のタオルを受け取れず、そそくさと足早に退散するBグループ……。

少し脱線してしまいましたが、『職業としての小説家』では、小説を書くことは、すなわち「自分の意識の中にあるものを『物語』というかたちに置き換える作業である」と定義されています。

著者は物語を語ることを井戸に潜る行為に喻えます。意識の井戸の底へと下降していき、心の暗闇の中で小説にとって必要な養分を見つけ、それを手に意識の上部へと戻ってくる。そこからさらに言語や文章という、かたちと意味のあるものに転換していく。そのためには回りくどくて

効率の悪い段階を踏む必要がある。だから、テーマや考えがそのままなんなりと明確に言語化できてしまう人は、どちらかと言うと小説家には向いていない、と。

しかし小説家にいわせれば、「この回りくどいところ、非効率的なところにこそ真実・真理がしっかり潜んでいるのだ」そうです。

では弁護士にとって、真実や真理はどこに潜んでいるのでしょうか？

人の意識に沈んだものを掘り起こして言語化する作業は、小説家とも共通します。しかし弁護士が下降して掘り出すのは、自分ではなく他人（依頼人）の意識や感情になります。その作業には、むしろ効率性や明確性が重視されます。

ただ経験に照らしていようと、当事者の心中を無理にのぞいて掘り起こそうとすると、かえってうまくいきません。もつれ合った感情を筋道を立てて効率よく整理していこうとすれば、余計にややこしくなってしまいます。結果、真実や真理はますます遠のいてしまいます。

だから、感情や考えをうまく整理できない人や、結論にまでスムーズに運べない人を無理に先導することなく、まずは受け入れてみる。どんなに回りくどくても、その人があるがまま引き受けてみる。相反する感情が同時に存在することを当然だと受け止める。そんな力も大切だと思います。これが私の考える「資格」の第三です。

昔、甲子園球場のライトスタンドで〈読売巨人軍は好きですか?〉という命知らずなアンケートが取られたのを、テレビで観た記憶があります。案の定、くはい3% いいえ95% どちらともいえない2%〉といった回答でした。

この回答をみて、なぜかくどちらともいえない〉と

答えた人たちのことが気になってしまふ。〈はい〉はもちろん〈いいえ〉にも○をつけられず、〈どちらともいえない〉に行き着くまでの葛藤を勝手に妄想して受け入れてしまう……。そういう人にも、やはり弁護士の「資格」があると思うのです。

「……何を質問しとんねん。生きてからこの方タイガース一筋。巨人なんか嫌いに決まつるやろ」

「だいたい他から選手を買ひ漁るやり口が気に食わへんねん。あの元オーナーも相変わらず偉そうやし」

——〈いいえ〉に手が伸びます。

「……あれっ？ ちょっと待てや。金にモノをいわせるのは阪神も一緒とちゃうか」

「当たり前のように応援してるけど自分は心底タイガースを愛しているんやろか。関西のノリに合わせてるだけちゃうか」

「憎い憎いといながら、ほんまは巨人が気になって仕方ないんとちゃうか。心の底ではむしろ巨人が好きでたまらんのかも知れへん……」

だんだんと確信が揺らいできます。

「あかん。分からんようになってきた」

——〈どちらともいえない〉に○。

またもや脱線してしまいました。要するに、先の例と合わせて私がシンパシーを感じるのは、マイノリティといつても、自らの言い分を大きめでなくしたてるような人たちではありません。そういう人々は、こちらから視線を向けなくとも、勝手に視界に飛び込んでくるからです。

私が思う「資格」の名宛人は、なんとなく人生にぴたつとした立ち位置を見つけられない人たち。自分の気持ちさえおぼつかず、人生の分岐点でことごとく微妙な選択をしてしまう人たち。気がつけば居場所がどんどん片隅に追いやられてしまう人たち。かといって他人や世間のせいにする

わけでもなく、しっくりとこない気持ちを抱きつつも一日一日をひっそりと生きる、そういった人たちです。

彼ら彼女のとても小さな声を聞き逃さないように周波数を調整し続けること。それが「資格」を維持し続け、弁護士であり続けるために備えておくべき最低限の礼儀であると考えます。

ここまで思いつくままに「職業としての弁護士」をあれこれと書いてみましたが、もちろん小説家と弁護士には大きな違いがあります。

小説を書くことはどこまでも個人的な営みになるのでしょうが、弁護士の仕事はあくまで紛争の解決です。そこには争い事がしっかりと根を張っており、相手も待ち構えています。

こんなことを言うと著者に殴られるかもしれません、自分の内面を掘り起こして言語化すれば、ひとまずは終えられるような、そんな抽象的で観念的でナイーブな代物ではありません。もっと具体的で現実的でタフな「仕事」なのです。そこには文学的な要素が入り込める余地などありません。

弁護士は紛争解決にあたって最後の受け皿になりますから、いったん引き受けた以上、最後まで責任をもって、ともかくは事件を終わらせなければなりません。その重圧やストレスは、やはり大変なものですね。

私の乏しい経験でも、某暴力団の組長に呼びつけられたり、相手宅に軟禁されて罵詈雑言を浴びせ続けられたり、明渡しの執行時に日本刀を抜かれたりなど、ひどい目にあったこともあります。これからも逃げ出したくなるような事件に遭遇するでしょう。

そんなときに頼りになるのは、結局のところ、過去の経験だけです。「あのときは大変だった、でも何とかなった、だから今回も何とかなるだろう」

—— そう思う以外ありません。同じことはどの職業にも当てはまるのかもしれません、弁護士の場合は、組織に属さずに個人の技能や胆力で勝負する仕事ですから、なおさらその色彩が強いのではないかでしょうか。

経験を積み重ねることについて、著者はこう喻えます。すなわち、一線の小説家であり続けるためには、時代を超えて生き残るために、ある時点で「剃刀の切れ味」を「鉈の切れ味」に転換し、さらには「鉈の切れ味」を「斧の切れ味」へと転換していくことが求められる、と。

同じように弁護士であり続けるためには、その「資格」をより強固なものにしていくためには、はじめは枝のように細くても、実践を積んで徐々に年輪を重ねていき、鉈や斧でも倒されないような太い幹へと成長し続けていくことが求められるのだろうと思っています。

今、時計を確認すると、原稿のデッドラインが目前に迫っています。後で読み返せば赤面するようなことを書いてしまった気もします。でも校正の時間は残されています。

最後に「職業としての弁護士」の素晴らしいところをかして伝えたいと願うのですが、「何故こんな仕事を選んでしまったのか」、「年末ジャンボが当たらぬ今すぐやめてやる」、「当たらぬくとも近々やめてやる」と日頃から思っております。

最近は声に出るようになってきましたので、私にはこの職業の美点をアピールする資格はないのかもしれません。

しかしもちろん、この仕事にも素晴らしいところはあります。その喜びは弁護士にしか味わえないものかもしれません。

それは、事件を通して他人の人生にたずさわること、その人の未来を変えられること、そのことを確かな手ごたえとして実感できることではないでしょうか。

うまくいかない人生を送っている人がいる、うつむいた横顔には疲れた表情が張りついている、それなのにまた新たな悲しみが彼のもとへ近づこうとしている、彼も彼の周囲も抗うすべをもたない、災厄を静かに受け入れようとしている、それは少しの誤差であり得たかもしれない私やあなたの姿もある、でも今の自分なら……。

まだ訪れていないその人の未来を、たんなる現在の延長にはせず、わずかであっても「善」の方向へと変えられるかもしれない。ごく稀にそんな可能性を感じる瞬間があります。微かな灯が顔をのぞかせる一瞬があります。

その灯火を追いかけているとき、私は弁護士である自分に少しだけ誇りを感じます。

(※この原稿は京都弁護士会の会員ブログに寄せた記事を大幅に改訂したものです。)



検診でのヒヤヒヤ体験その(3)

弁護士 橋本 皇玄

検診でのヒヤヒヤ体験その(1)と(2)

① ヒヤヒヤ体験その(1)と(2)は、この事務所報(大文字)のバックNo.30(2009年版)にて「病院の検診でのヒヤヒヤ体験」と題して、そのヒヤヒヤぶりを書きました。ヒヤヒヤ体験その(1)の内容は「胃ガンではないかとヒヤヒヤ」、その(2)の内容は「脳腫瘍ではないかとヒヤヒヤ」でした。

② 昨年の人間ドックにて、久し振りにヒヤヒヤ体験をしました。今回の内容は、「咽頭癌ではないかとヒヤヒヤ」です。

人間ドックでの指摘

① 若い頃は、健康意識も強く、早期発見・早期治療の理念に沿って、健康に自信を持ちながら明るく検診を受けていました。しかし、5~6年前から身体のいくつかに異常を指摘され始め、体力や健康にも自信はなくなり、検診に対する不安も出てきました。癌や脳卒中に罹患した同年代の知人が出始めたのもこの頃です。昨年は、単なる知人ではなく、親しい人が何人か亡くなられました。不安は一層強くなります。

② そうなると、より早期発見・早期治療に専念しなければなりません。しかし、それは理屈であって、気持ちとしては検診には後ずさりしてしまいます。申し込むのも億劫になり、忙しさにかまけて「また

今度」という具合になります。

③ 昨年10月、某医療機関の検診(人間ドック)で経鼻内視鏡胃カメラによる検査を受けました。経鼻胃カメラは喉を通らず楽なので、昨年からこちらの方を選択しています。昨年、左の鼻の穴から入れた際、鼻腔が少し痛かったので今年は右の鼻の穴から入れてもらいました。私は、いつもとおり、モニターに映された自分の胃内部の様子を眺め、胃壁のシワがまるで山脈のように縦横に走り、しかし、シワの間はやや赤みがかったので、検査医から、また「胃炎ですね。」といわれるだろうと思っていました。すると、案の定検査医から「萎縮性胃炎ですね。毎年検査した方が良いですね。」と言われ、理解していることを伝えるため「血管が浮き出ていて萎縮性ですね。」と応当しました(経鼻胃カメラは鼻から入れるので会話ができる。)。

④ そして、検査も終わりの方になって、検査医が「今、食道を通っています。特に問題ありませんね。」といいながらカメラを引き上げていた折り、私が「経鼻胃カメラだと咽喉を通るので、咽頭癌や喉頭癌の検査もできるのですね。」と話すや否や同医師が「ちょっと黙って!」といってカメラを少し前後にして、「この丸いの何でしょう!」というので、私がモニターを見ると、ブドウの実の様なコブの様な丸いポリープ状のものが写っていました。そして、検査医は、緑の液体をその部位にかけていました。そして、「咽頭部にあり、何らかの腫瘍かもしれない

ので、耳鼻咽喉科にて精密検査を受けて下さい。悪性ではないとは思いますが…」といわれました。

⑤ ところで、通常の胃カメラ検査では腫瘍しきものがあれば、その場で組織を探り生検するのですが、経鼻胃カメラは鼻の穴から入れるのでファイバーが細く、組織を切除したり挟んだりする装置が内蔵されていないのです。仮に、装置の内蔵された経鼻胃カメラが出来たとしても、咽頭部は胃内部と異なり出血した血液が器官や食道に拡散しやすく、かつ咽頭内は操作が難しいこともあります。

精密検査までの不安

① 言われるまでもなく大学病院で精密検査をするつもりでした。咽頭癌の話はあまり聞きませんが(発生率は少ないらしい)、知り合いで喉頭癌で亡くなられた方がいました。奥さんは「頸の骨を削り顔は変形し見るのも辛い!」と嘆いておられました。咽頭癌は手術し難い部位にあり、声帯を切除したり術後も大変なようです。

② この様に、まだ確定もしていないのに不安がいっぱいでした。医師から入院せよと指示されている自分の姿が浮かび、今、手掛けている事件の中で中断したり、他の弁護士に委ねることのできない事件が数件あり、仕事はどうなるのか、呑気そうに入院などしていられない、入院しても直ぐに退院できるのか、治るのか等の様々な不安が走馬燈の様に浮かんでは消えという具合でした。挙げ句の果て、前記のとおり、一昨年の検診から経鼻胃カメラに変えていたので、「どうして前年の検査の時に指摘されなかったのか。それで腫瘍がブドウの様に大きくなりリンパ節転移して手遅れとなっていないか。医療過誤ではないか。」と妄想に近いところまでいきました。

③ 私は、以前、癌専門医の講演を聴講したことがあり、その時の医師が「悪性か良性の判断は最終的には病理検査(遺伝子検査)で判断するが、画像や形でもある程度分かる。」と説明していたのを思い出しました。正しく理解していないかもしれません、大凡、「悪性は出血している場合がある。悪性は扁平型が多く浸潤するとともに上に盛り上がり(下にも盛り下がる)高原のような形が多い。良性は丸くコブのような感じ。悪性は腫瘍の周りが火山の様にギザギザで、良性はお盆のリンクの様に丸い。画像では腫瘍の周りが暗く映り(つまり周囲はギザギザで暗く映っている)、良性は腫瘍の中心も周囲も色の濃さの変化は少ない。」といった趣旨だったと思います。私の場合は、コブのような感じで周囲はギザギザでなく色も一様でした。この理解によると大丈夫だろうとも考えるようになりました。しかし、これはあくまで目安に過ぎないとのことでしたので、それと、肺がんや消化器系の癌、脳腫瘍の場合での説明だった様で咽頭癌の説明ではありませんでした。ネットで咽頭癌の写真を探しましたが見つかりませんでした。

耳鼻咽喉科外来の検査

① 検診の結果(2週間先)が出るまで待たず、言われるまでもなく某大学病院の耳鼻咽喉科の外来へ、朝の遅い私が朝早くから行きました。大学病院の耳鼻咽喉科といつても昔と異なり、今は、耳の先生、鼻の先生、咽喉の先生とそれぞれ専門が分かれています。「耳の先生に当たったら大丈夫か?」とか、腫瘍に明るい先生とそうでない先生がいるとも聞いており、「腫瘍に暗い先生ならどうしようか」なども考えながら診察を待っていました。

② 外来で名前を呼ばれ側々と診察室へ入り、この経緯を医師に説明しました。医師は、耳鼻咽喉科で

よく使うファイバースコピオン(鼻腔・副鼻腔・咽喉を見る小さな内視鏡)を左の鼻の穴から入れて咽頭近辺を念入りに喉頭まで診てくれました。医師は、その内、怪訝な顔をして私の頭を上にしたり俯きにさせたり、声を出させたり首をねじらせたりしながら、実によく診てくれました。そして、時々、画像を見ながら、小さな小さな盛り上がりを「これか?このことか?」と指摘して聴いてくれましたが、私は、もっともっと大きなコブの様なもの、ブドウの実の様なものと答えていました。緑色の液もかけながら色々診てくれましたが「ない!それらしいものはない!喉頭まで調べたがない!」といっていました。

③ここで、私は、「右の鼻の穴から見てはどうでしょうか。」と言いましたが、医師は「鼻腔ならともかく咽喉を見るのに右も左もない。」と言われて、私も「右左どっちから入れても咽喉は全部見られますものね。」と言うしかなかったのです。しかし、私は、コブのような、ブドウの実の様なものが画像に映っていたのをしっかり見ていましたので、それが、ファイバースコピオンで全く映らないことに合点がいきました。同じ内視鏡でも「胃カメラ」とは映る部位が違うのかなと思いつつ、結局、次回診察日に検診医療機関から胃カメラの画像(DVD)を取り寄せて診てもらうことにしました。

再度の耳鼻咽喉科外来

(1)一度は、耳鼻咽喉科の医師がこれだけ調べて腫瘍と目されるものが見当たらなかったのですから、それまでの不安がぱっさり消えて、安心し、何だか生きていることのありがたさを感じました(この瞬間だけでしたが)。しかし、その後、私が見たアレは何なんだろうという思いが大きくなり、

再度の外来日までヒヤヒヤ感がいっぱいでした。
②胃カメラの画像(DVD)は事前に耳鼻咽喉科外来へ届けておきました。すでにそれを診ていた医師は、何も言わず、両方の鼻の穴にファイバースコピオンを入れて、「これですね。」といって、DVD画像と同じものをモニターに映して見せてくれました。

③医師の説明によると、「上咽頭～下咽頭～喉頭周辺を診ていたが、DVDに映っていた部位は右側の鼻腔であり咽頭部位ではなかった。左の鼻の穴からファイバースコピオンを入れれば左側の鼻腔は見えるが、右側の鼻腔は右の鼻の穴から入れないと見えない。検診の経鼻胃カメラは前記のとおり右の鼻の穴から入れていたので右側の鼻腔が映っていないに過ぎない。(副鼻腔炎の手術をしたかと聞かれたのでハイと答えた結果)副鼻腔炎の手術の際、鼻腔にある鼻甲介という肉質部分を一部切除したので残った肉片先端が丸くなっている残存したもので腫瘍でなく生検の必要もない。」ということでした。1回目の外来の検査の折り、私が「右の鼻の穴から見ては」と言ったとおりに診てくれれば、との思いもありましたが、「咽頭」といっていたので、担当医師にしてみれば、検診医がまさか鼻腔と咽頭とを間違えているとは思わなかったのでしょう。

④ヒヤヒヤ体験をして、人騒がせなと思いつつも、両医師とも疑わしい点をキチンと検査してくれたのだから良しとしなければとの思いと、癌検診制度のない咽頭・喉頭癌の検診が受けられたのでこれで良かったと思っています。私も年を重ねだんだんと身体のあちこちが悪くなってきています。何よりも、健康で仕事ができていることに感謝しました。



懲りずにウルトラマラソン記

弁護士 金井 健作

昨年に続き、丹後ウルトラ(100kmマラソン)を走ってきました。9月20日(日)の出走から5日目の今日、全身の疲れがややとれてきたかなあというところ。

大会前日、昼過ぎに大濱部員を乗せ、繋がった京都縦貫自動車道を初めて走行、スタート地点「アミティ丹後」にて受付完了。

各地に温泉が湧く丹後半島、近くの「網野町・静の里」にて入浴後、地元ご出身の藤田部員のご親戚夫婦宅へお邪魔。

ご主人は元バーテンダー、奥様は元祇園のママ、艶やかな掛け合いを一番の肴に、地元の美味しいものを沢山頂く。次は蟹と猪の季節にお邪魔します、などと図々しいことを言いつつ退席。

昨年と同じく藤田部員宅に宿をお借りし、明けて当日、午前3時に心地よい目覚め。

顔に日焼け止め。乳首に絆創膏、股間にワセリン(忘れる擦れて地獄なんです)。会場近くの指定駐車場へ車をとめ、シャトルバスでスタート地点へ。

名前初耳の吉本芸人による、寝起きの頭を不快に刺激する叫び声とともにスタート!皆でカウントダウンする企画の方が10倍良かったのでは。

プランとして、標高125mの七竜峠の往復と久美浜湾をぐるりと回る前半:歩かない、フラットな区間はややペースを上げる。標高425mの碇高原を

越える後半:碇高原の登りは歩く、長い下りで足を使わずに残しておき、高原を下りた後の長い海岸線では登りのみ歩き、間人(たいざ)の住宅街を含めそれ以外の区間では歩くことだけはしない、最後の数kmはできればキロ5分以下で走る。という計画。

前半、真っ暗な海岸線のアップダウンをやり過ごし、往きの七竜峠を無事に終え、十数kmに差し掛かった辺りできつくなつたものの、我慢して刻んで行くと持ち直し、久美浜湾をぐるりと回って、復路の七竜峠も歩かずに越える。

アップダウンと周囲の歩行者がもたらす歩くことへの誘惑と戦いながら40km地点の「うどんエイド」へ。ここまで4時間弱。

うどんとコーラを頂き走り出す。コーラって美味しいんですよね。

ここから碇高原までは基本フラット。ずっと曇りでコンディションがとても良いため、淡々と刻む。

56km地点の弥栄町役場に到着、着替えて、栄養ゼリーをチュルリと流し込み、名物「ばら寿司」も頂く。美味。

荷物整理にあたっている中学生達から「頑張って下さい!」と元気な声。自分の荷物を探して貰うのに結構時間を掛けられたけど、全然許しちゃう。

宿をお借りした藤田部員宅の近くを左へ曲がり、碇高原への入口に差し掛かる。昨年の記憶が曖昧

だったところ、登りが断続的に続く厳しい区間。後ろ姿美女ガーと抜いたり抜かれたりを繰り返す。15回目を迎えるこの大会、女子ランナーも全く悔れず。

坂道の傾斜が厳しくなり、もう走れない。それでも走って追い越していくランナーのふくらはぎに目が釘付け(男性の)。碇高原(峠)の頂上は近い。気温が下がって心地良いのと、走らなくて良いのが少しだけ嬉しい。

峠の頂上を越えると、さて、8kmほど延々と下る。
…なぜか昨年より足が明らかに辛い。膝が痛い。体重は少し減ったはずだが。練習が100%ではないのは昨年も同じだから、年齢か?。

足裏はずっと痛いところ、これが膝へ上がってき、さらに腰骨までが痛んできた。構わずジョグをしていくと、両足が痺れてきてもう止まるしかな~い。うう。

しかし、しばらく止まっていると、何とか走れるようになってホッとする。

スローペースで、しかし止まらない男性ランナーに声を掛けて元気を貰い、同じようなペースでようやく碇高原の下りを終えた。

その後も膝が痛い。海岸線の嫌らしい下りで、またも膝が痛くて少々ストップ。それでも歩くのは嫌なので、超スローペースでチョコチョコ走り(歩幅を極めて小さくし、細かく動かす)。

エイドでは膝に水を掛け、水を掛け。

そうしているうちに、七分丈のスパッツ、CWXの膝部分が捲れサポート機能を果たしていないことに気付く。これをググッと引き下げたところ膝の痛みが少し引いたよう。CWX、ナイス。

飛び魚のつみれが供される「つみれ汁エイド」で

2杯頂き、20km走る毎に摂取してきたスズメバチエキス「トップスピード」(20g 570円!)の最後の1個を摂取して、間人(たいざ)の住宅街へ。

ひたすら抜かれまくり、沿道の住民さんから「しんどいね~」との声を何度も掛けられつつ、歩いていない風だけ装ってチョコチョコ走り。

約90km地点のエイドで、フルマラソンのタイムで競っているラン仲間の山本さんに挨拶され、スイスイ抜かれる(後で聞いたところでは100kmコースでなく60kmコースへの出場だったそうだが、この時は人知れず「チクショ~」)。

その後も、同じ「歩いていない風」で。
沿道の皆さん、安心して下さい、走ってますよ。

そして残り5km、「もう逝って良し。」と決意し、本当に走り始める。キロ5分を切るか切らないくらいのペースで。

先ほど挨拶された山本さんに声も掛けずに抜いて(すみません)、スタート20km地点で見たあとはトンと見かけなかった横顔美女ガーも抜いて(他人です)、最後にゴールテープを切る間に一人を抜いて(マナー違反との批判? 勝負ナノデス)、

ゴール!!!

記録は11時間7分23秒。碇高原下りまではもっと良いペースかと思っていた昨年は11時間46分でしたから、もう満足。長距離になるほどプランニングするかどうかで大きく違うものかなと思います。

ゴール後、流石の10時間30分で先にフィニッシュしていた、ほぼサブスリーランナー中井部員と称え合った後、弥栄町の「あさぎぬ温泉」を経由して居酒屋宴会へとなだれ込み、体をミシミシいわせながら就寝。

体の痛みで目覚め、道頓堀「食いだおれ」の創業

者がつくったという「久美浜温泉・湯元館」で湯治。

家族へのお土産(お詫び)に昨年同様紅ズワイガニと梨スパークリングを仕入れ、お昼に海鮮丼を食べても全く足りず、ラーメン店「麺屋チャクリキ」で2度目の昼食を食べてようやく落ち着き、帰路に着きました。

期待に反し(?)、2度目のウルトラは1度目よりも楽しかったです。コースが分かっているだけで精神面の余裕が違うようで。3度目にもチャレンジしてしまうのだろうなあ。



障害者差別解消法の施行に当たって ～共生社会の実現に向けて～

弁護士 小田 宏之

基本的な考え方

① 皆様は「障害者差別解消法」という法律をご存知でしょうか。この法律は、共生社会、すなわち、障害の有無によって分け隔てられることなくひとりひとりを大切にする社会を実現するために制定されたものです。

法律としては平成25年に制定されていますが、その施行は平成28年4月1日からとなります。なお、正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と言います。

② この「共生社会」を実現するための具体的な方策としては、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くこと(差別的取扱いの禁止)、及び、法に規定された合理的配慮の提供に当たる行為に取り組むこと(合理的配慮の不提供の禁止)、さらにこれらについて、行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的な内容等を示す「対応要領」「対応指針」を作成することが予定されています。

法の適用範囲について

障害者差別解消法の適用範囲について見てみますが、これらの定義等を確認することにより、障害に関する問題意識や課題を併せて考えることができます。

①障害者の定義

法は障害者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)が有る者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。」とします。

この定義における障害の捉え方は「社会モデル」すなわち、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものとするものです。この捉え方に対しては「医療モデル」すなわち、障害者が日常生活等において受ける制限は、本人が有する心身の機能の障害に起因するものとして捉える考え方もありました。

これら捉え方の違いにより、次のような差異が生じます。例えば、足が不自由で車いすによる移動となる障害者が遠方の会議に出席しようとした場合、エレベーターの無い階段のみの駅舎から電車に乗りようとしてもできません。このことについて「医療モデル」からは「駅舎の階段を利用できない本人の問題」と捉えますが、「社会モデル」からは「階段しか無い駅舎が問題」と捉えることとなります。何れの捉え方がより障害者の社会参加等に資するかは、明らかです。

②社会的障壁とは

社会的障壁とは「障害がある者にとって日常生活

又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義されています。

ここで、このような「障壁」について具体的に考えてみたいと思います。

まず「事物」としては、街なかの段差、手話通訳の無い講演会、音の鳴らない信号機、早口で分かりにくい受付の説明等が挙げられます。次に「制度」としては、成年被後見人を欠格者としたり資格制限を行う諸制度等が挙げられます。改正前の公職選挙法は成年被後見人の選挙権を認めていませんでしたが、これは障害者を社会参加から排除している制度であったと言えます。さらに「慣行」としては、障害者が、冠婚葬祭によばれなかったり子供扱いされることが悪しき慣行として挙げられます。そして「観念」としては「障害者は施設や病院で暮らした方が幸せだ」という観念や「障害者は結婚や子育てが出来ない」という観念も、障害者にとって「障壁」となります。

結局「障壁」とは「障害者にとって、暮らしにくく生きにくくする社会にある全てのもの」とも言われますが、私たちのまわりには、このような「障壁」が実に多く有ることを改めて実感します。

③事業者について

障害者差別解消法の適用対象となる事業者とは、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者であり、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行うNPO法人など幅広く含まれることとなります。

④対象分野について

障害者差別解消法の対象となる分野は、日常生活及び社会生活全般に係る分野であり、これも大変幅が広いものです。

なお、障害者差別解消に関する京都府の条例においては、当該適用場面を8分野(福祉、医療、商品販売・サービス提供、教育、施設・公共交通機関、

住宅、情報・コミュニケーション、労働・雇用)に分類してガイドラインにより具体的に説明しています。

「差別的取扱い」及び 「合理的配慮の不提供」の禁止

障害者差別解消法による具体的禁止規定について、見てみたいと思います。

①差別的取扱いの禁止

差別的取扱いの禁止とは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否、場所・時間帯などを制限、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止するものです。

例えば、親に障害があることを理由にその子供の保育所入所を認めない(福祉分野)、障害者のスポーツクラブ入会を拒否する(サービス提供分野)、障害者の旅行ツアー参加の条件として付添人の付き添いを要求する(同)、学校の授業で障害のある児童を「出来ない」と決めつけて発言の機会を与えない(教育分野)、盲導犬の入場を拒否する(施設・公共交通機関分野など)、賃貸アパートにおいて障害者が入居すると他の入居者が減ると決め付けて入居を拒否する(住宅分野)、知的障害者に回観板を回さない(情報・コミュニケーション分野)、障害者が仕事で軽微なミスをした際いきなり退職勧奨を行う(労働分野)などの差別的取扱い(不利益取扱い)があり得ますが、これらについて禁止されることとなります。(但し、正当な理由が有る場合は例外的に認められます。)

そして、この差別的取扱い(不利益取扱い)の禁止は、国の行政機関・地方公共団体等のみならず民間事業者に対しても『法的義務』として課せられる

ことになります。

②合理的配慮の不提供の禁止

合理的配慮の不提供の禁止とは、行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障害者の権利利益を侵害することとならないよう社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮であり、その実施に伴う費用が過重でないもの(合理的配慮)の不提供を禁止するものです。

例えば、肢体障害のために車いすを利用しやすいよう通路を広く空けておいたり、多機能トイレを空けておく、視覚障害のために拡大鏡や老眼鏡を備え置く、聴覚障害のために筆談ボードを用意する、内部障害者のために除菌用アルコールを設置する、知的障害のためにゆっくりした対応をとる、精神障害者のために雇用主が通院や体調への配慮を行うなどの合理的配慮が挙げられます。障害者から現に意思表明があり且つ加重な費用を伴わない場合には、提供拒否が禁止されます。

そして、この合理的配慮の不提供の禁止は、国の行政機関・地方公共団体等に対しては『法的義務』として課されますが、民間事業者に対しては『努力義務』として課せられることになります。

結び

以上、障害者差別解消法の簡単な紹介と、同法に関する障害者が相対している「社会的障壁」等の問題や課題について若干お話ししてきました。

このような法律が制定された背景は、障害者に対する差別的取扱い等が依然として除去されない現状が続いているためです。

結局、私たちひとりひとりの意識の持ち方で、今後、障害のある方が暮らしやすく生きやすい社会に向かっていくか、相変わらず暮らしにくい現状が続くのかが、決まって来ることになります。

私たちのまわりには、障害のある方が共に多く生活されていますし、また、今は障害のない方も不慮の事故等によりいつ障害のある方になるかも知れません。

障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくりが実現するよう、私たち法律家としても、共生社会の実現に向けて力強く推し進めて行きたいと思います。



<http://www.miyako-law.gr.jp/>

事務所報『大文字』2016年冬号(第44号)

2016年1月1日 発行

【発行元】

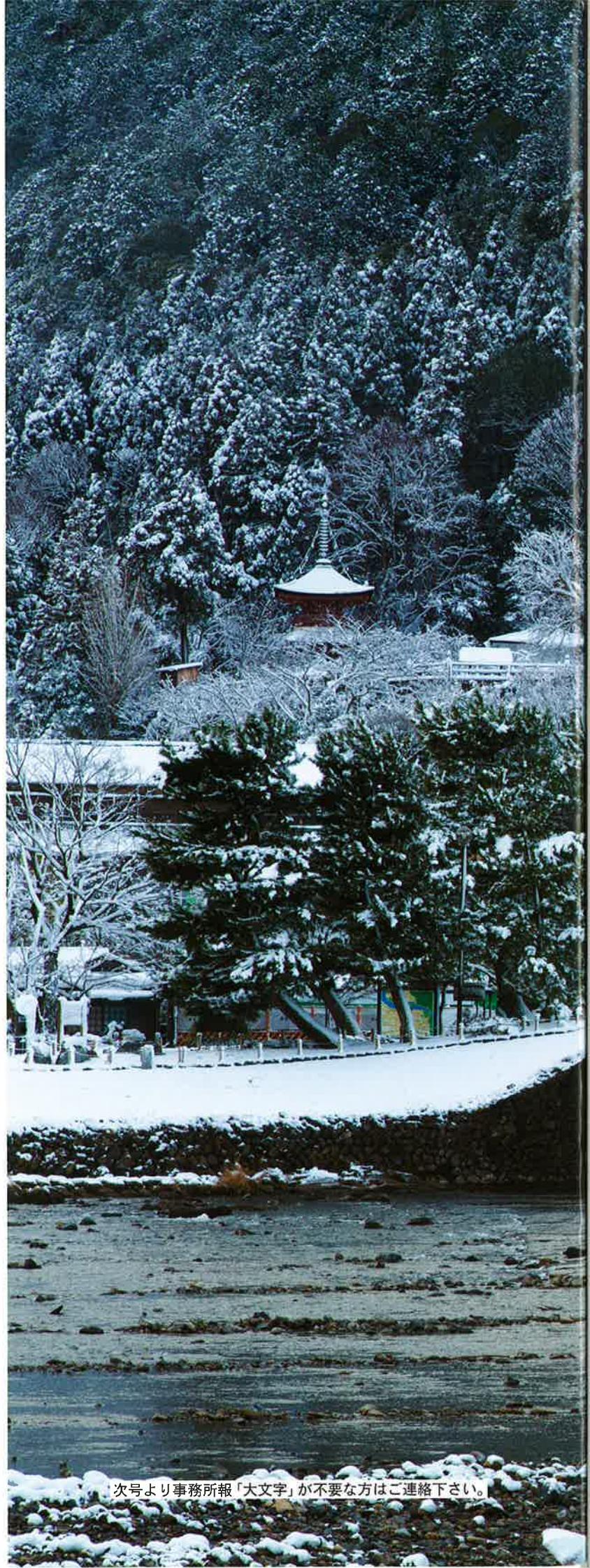
弁護士法人 みやこ法律事務所

〒604-8106 京都市中京区堺町通御池下る 吉岡御池ビル8階
TEL (075) 211-4433(代表) FAX (075) 221-2004

弁護士 橋本皇玄／弁護士 小田宏之／弁護士 後藤隆志
弁護士 金井健作／弁護士 片山美紀／弁護士 粟野浩之
弁護士 知花鷹一朗

弁護士法人 山陰リーガルクリニック

〒690-0884 松江市南田町62-6 パラディーゾビル3階
TEL (0852) 23-4300 FAX (0852) 32-4811



次号より事務所報「大文字」が不要な方はご連絡下さい。